

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県医学生修学資金貸付規則	(医療整備課)	一
岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則	(同)	一五

号外 (15) 平成二十年 四月 一日

規 則

岐阜県医学生修学資金貸付規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐 阜 県 医 学 生 修 学 資 金 貸 付 規 則

(総則)

第一条 県は、県内の地域医療の確保を図るため、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(以下「大学」という。)において医学を履修する課程に在学する者であつて、将来県内の医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。以下同じ。)において同法第三十条の四第二項第五号イからハまでに掲げる医療に係る業務(以下単に「業務」という。)に従事することにより地域医療に貢献する意思のあるものに対して修学資金を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

(貸付けの対象者等)

第二条 修学資金の種類及び貸付けの対象者は、次の表のとおりとする。ただし、修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けている者は、貸付けの対象者としてない。

種 類	貸 付 け の 対 象 者
第一種修学資金	国立大学法人岐阜大学医学部医学科の地域枠入学者であつて、大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従

第二種修学資金	専する意思のあるもの
国立大学法人岐阜大学医学部医学科に在学する者（地域枠入学者を除く。）又は国立大学法人岐阜大学以外の大学の医学を履修する課程に在学する県内出身者（学校教育法第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の在学期間中、岐阜県内に居住していた者又はこれに準ずる者をいう。）であつて、大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のあるもの	

2 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。

（修学資金の貸付額及び貸付期間）

第三条 第一種修学資金の貸付額は、次の各号（第三号に掲げるものにあつては、入学年度に限る。）に掲げる額を合計した額とする。

一 月額十万円

二 国立大学法人岐阜大学医学部医学科の授業料に相当する額

三 国立大学法人岐阜大学医学部医学科の入学金に相当する額

2 第二種修学資金の貸付額は、月額十万円とする。

3 修学資金を貸し付ける期間は、大学における医学を履修する課程の正規の修業年限を超えることができない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

（修学資金の利息）

第四条 修学資金は、無利息とする。

（貸付けの申請）

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に、次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 大学の在学証明書

三 戸籍抄本

四 在学する大学の長又は学部長の推薦調書

五 大学の成績証明書（大学の一年生に在学する者は、卒業した高等学校の成績証明書又はこれに準ずる証明書）

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面（貸付けの決定）

第六条 知事は、前条の規定により修学資金貸付申請書の提出があつたときは、書面審査及び面接審査を行い、その結果を文書により貸付申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、修学資金貸付決定通知書（別記第二号様式）又は修学資金貸付不承認決定通知書（別記第三号様式）によるものとする。

3 前項の規定により修学資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「修学生」という。）は、当該通知書を受け取つた日から起算して二十日以内に誓約書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第七条 修学生は、連帯保証人（以下「保証人」という。）二人を立てなければならない。

2 修学生が未成年者である場合には、保証人のうち一人は、その者の法定代理人でなければならない。

（修学資金の交付）

第八条 第三条第一項第一号及び同条第二項に規定する修学資金は、三箇月分を併せて交付するものとし、交付する時期については、別に定める。

2 第三条第一項第二号及び第三号に規定する修学資金は、前項の規定による修学資金の最初の交付時に併せて交付するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認めるときは、別の方法により交付することができる。

（借用証書）

第九条 修学生は、修学資金の貸付けを受けた後、直ちに修学資金借用証書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（届出義務）

第十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学しようとするとき。

三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

五 復学したとき。

六 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は保証人が死亡し、破

産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。

七 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

八 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

2 修学資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならぬ。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

一 前項第一号又は第六号に該当するとき。

二 大学を卒業したとき。

三 医師の免許を取得したとき。

四 医師の免許を取得した後、県内の医療機関で医師法（昭和二十三年法律第二二一）号（第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を開始し、休止し、再開し、又は修了したとき。

五 県内の医療機関において臨床研修修了後、業務を開始し、休止し、再開し、又は業務に従事しなくなったとき。

六 業務に従事する医療機関を変更したとき。

3 借受人は、臨床研修及び業務に従事している間は、毎年四月三十日までに業務等状況報告書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

4 修学生又は借受人が死亡したときは、保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならぬ。

（保証人の変更）

第十一条 修学生及び借受人は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったときは、速やかに代替りの保証人を立てなければならない。

（貸付けの決定の取消し等）

第十二条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

一 大学を退学したとき。

二 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

三 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。

四 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

五 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

六 死亡したとき。

七 前各号に掲げるほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

（修学資金の返還）

第十三条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して一年以内に、交付を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の二分の一に相当する期間（第十八条第一項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に一括又は分割して返還することができる。

一 前条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

二 大学を卒業した月の翌月から起算して二年以内に医師免許を取得できなかったとき。

三 次条第一項の規定による返還債務の当然免除の条件を満たさないこととなったとき。

2 借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に修学資金返還明細書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

3 借受人は、前項の規定により提出した修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書（別記第九号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（返還債務の当然免除）

第十四条 知事は、次の表の上欄に掲げる修学資金の借受人が、医師の免許取得後、直

ちに臨床研修を県内の医療機関で修了し、引き続き県内の医療機関で同表の下欄に掲げる要件を満たして業務に従事したときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

種 類	要 件
第一種修学資金	当該修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間（一年に満たない期間があるときはその期間を一年として算定し、当該修学資金の貸付けを受けた期間が二年に満たないときは三年とする。）業務に従事し、うち二分の二に相当する期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てる。）を知事が指定する医療機関に勤務したとき。
第二種修学資金	当該修学資金の貸付けを受けた期間と同期間（一年に満たない期間があるときはその期間を一年として算定し、当該修学資金の貸付けを受けた期間が二年に満たないときは二年とする。）業務に従事し、うち二分の一に相当する期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てる。）を知事が指定する医療機関に勤務したとき。

2 借受人が、疾病、災害、出産その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかつた期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、前項の規定による業務に従事した期間には算入しない。

3 第一項の規定にかかわらず、借受人が業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなかつたときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第十五条 知事は、前条に規定する場合を除くほか、借受人が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなつたと認められるとき、又は修学資金の返還が困難と認められるときは、当該修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還免除の申請)

第十六条 前二条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする借受人（以下「免除申請者」という。）は、修学資金返還免除申請書（別記第十号様式）に免除を受ける資格を有することを証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第十七条 知事は、前条の規定により修学資金返還免除申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を文書により免除申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、修学資金返還免除決定通知書（別記第十一号様式）又は修学資金返還免除不承認決定通知書（別記第十二号様式）によるものとする。

(返還の猶予)

第十八条 知事は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

一 第十二条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学に在学しているとき。

二 疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると知事が認めるとき。

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、修学資金返還猶予申請書（別記第十三号様式）に前項各号に掲げる事由を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第十九条 知事は、前条第二項の規定により修学資金返還猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を文書により猶予申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、修学資金返還猶予決定通知書（別記第十四号様式）又は修学資金返還猶予不承認決定通知書（別記第十五号様式）によるものとする。

(延滞利息)

第二十条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四パーセントの割合で計算した延滞利息（百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を支払わなければならない。

(雑則)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式 (第5条関係)

修学資金貸付申請書

新規・継続の別	新・継
---------	-----

貸付申請額	第1種修学資金			第2種修学資金		
	月額	円		月額	円	
	入学金相当額	円				
	授業料相当額	円				
本人	ふりがな				大学名等	大学 学科
	氏名					
	生年月日 及び年齢	年	月	日		
		(満 歳)				
	大学入学 年 月	年	月	卒業予定 年 月	年	月
人	現住所及び 電話番号	〒 ()				
	帰省先住所及 び電話番号	〒 ()				
添付書類	1 履歴書 2 大学の在学証明書 3 戸籍抄本 4 在学する大学の長又は学部長の推薦調書 5 大学の成績証明書 (大学の1年生に在学する者は、卒業した高等学校の成績証明書 又はこれに準ずる証明書) 6 その他知事が必要と認めるもの					

上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けたいので申請します。

年 月 日

申請者氏名



岐阜県知事 様

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県医学生修学資金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

連 帯 保 証 人	本 籍			
	住 所		電 話 番 号 (自 宅)	
	氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本 人 と の 続 柄	
人	本 籍			
	住 所		電 話 番 号 (自 宅)	
	氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本 人 と の 続 柄	

第2号様式 (第6条関係)

修学資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付で申請のあった岐阜県医学生修学資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けすることに決定しましたので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。なお、この通知書受領日から20日以内に誓約書を提出してください。

記

貸 付 決 定 番 号	第 号	
貸 付 金 額	円 ただし、無利息	
貸 付 期 間	貸 付 金 額	貸 付 金 の 交 付 時 期
年 月 ~ 年 月	円	年 月
年 月 ~ 年 月	円	年 月
年 月 ~ 年 月	円	年 月
年 月 ~ 年 月	円	年 月

備 考

第3号様式 (第6条関係)

修学資金貸付不承認決定通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

㊤

年 月 日付けで申請のあった岐阜県医学生修学資金の貸付けについては、下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

理 由

第4号様式 (第6条関係)

誓 約 書

わたくしは、岐阜県医学生修学資金貸付規則に定める修学生としての誇りをもって、学業に専念し、品位を高め、その趣旨に沿うよう努力することを誓います。

なお、修学後は、地域医療に貢献するため、県内医療機関に医師として従事することを誓います。

年 月 日

決定番号 第 号
氏 名 ㊤

岐阜県知事 様

第5号様式 (第9条関係)

第1種 修学資金借用証書		第2種
借 用 金 額	円	利息なし
ただし、岐阜県医学生修学資金		
借 用 期 間	年 月 日	年 月 日
大 学 名	(名 称) (所在地)	
上記のとおり借用了しました。 年 月 日		
決定番号	第 号	
住 所	氏 名	
岐阜県知事 様		

第6号様式 (第10条関係)

届 出 書

岐阜県知事 様

年 月 日

届出者 (本人) 住所
氏名
連絡先 (電話番号)
決定番号 第 号

岐阜県医学生修学資金貸付規則第10条 {第1項 第2項} の規定により、下記のとおり届
け出ます。

記

届出事項	
届出事項の発生年月日	
届出内容	

添付書類
届出内容の欄に記載する事実を証する書面

第7号様式 (第10条関係)

業務等状況報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人 (本人) 住所

氏名

連絡先 (電話番号)

決定番号 第 号

㊞

岐阜県医学生修学資金貸付規則第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 臨床研修に従事しています。	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
2 医療機関に勤務しています。	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
3 その他		

- 備考
- (1) 上記1から3までのうち該当する番号を で囲み、所要事項を記入すること。
 - (2) 臨床研修に従事している場合にあつては、その旨を証する書類を添付すること。
 - (3) 毎年4月1日現在の状況について記載すること。

第8号様式 (第13条関係)

第1種 修学資金返還明細書
第2種

返 還 金 額	円			
返 還 方 法	1 一括払い	2 その他 (年賦・半年賦)		
返 還 期 間	年 月 から	返 還 回 数	回	
1 回 の 返 還 額	第1回目	円	第2回目以降	円

返 還 理 由 岐阜県医学生修学資金貸付規則第13条第1項第 号該当
この資金を借用し修学した期間 年 月 ~ 年 月 (ヶ月)

上記のとおり、岐阜県医学生修学資金を返還します。

年 月 日

岐阜県知事 様

借 受 人

住 氏 所 名
電 氏 話 番 号

㊞

連 帯 保 証 人

住 氏 所 名
電 氏 話 番 号

㊞

連 帯 保 証 人

住 氏 所 名
電 氏 話 番 号

㊞

第9号様式 (第13条関係)

第1種 修学資金返還方法変更承認申請書	
第2種	
返 還 金 額	円
返 還 方 法	現在 1 一括払い 2 その他(年賦・半年賦)
	今後 1 一括払い 2 その他(年賦・半年賦)
借受金額	円
既返還額	円
既免除額	円
返還金額の算出	円
返還方法変更後の返還金額	円
変更後の返還期間	年 月 から 変更後の返還回数 回
変更後1回目の返還額	第1回目 円
変更しようとする理由	第2回目以降 円
<p>上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の返還方法を変更したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事 様</p> <p>借 受 人 住 氏 所 名 住 氏 電話 番号 所 名 電話 番号</p> <p>連帯保証人 住 氏 所 名 住 氏 電話 番号 所 名 電話 番号</p> <p style="text-align: right;">(印) (印) (印)</p>	

第10号様式 (第16条関係)

第1種 修学資金返還免除申請書	
第2種	
免除申請金額	円
免除申請理由	<p>1. 岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条第1項に該当</p> <p>2. 業務に起因する死亡</p> <p>3. 業務に起因する心身故障</p> <p>4. 岐阜県医学生修学資金貸付規則第15条に該当</p> <p>5. その他 ()</p>
借受金額	円 既返還額 円
既免除額	円 返還額 円
理由発生年月日	年 月 日
免許取得年月日	年 月 日
<p>上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の返還義務の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事 様</p> <p>借 受 人 住 氏 所 名 住 氏 電話 番号 所 名 電話 番号</p> <p>連帯保証人 住 氏 所 名 住 氏 電話 番号 所 名 電話 番号</p> <p style="text-align: right;">(印) (印) (印)</p>	

第12号様式 (第17条関係)

修学資金返還免除不承認決定通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

印

岐阜県医学生修学資金の返還債務の免除については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理由

第13号様式 (第18条関係)

第1種 修学資金返還猶予申請書
第2種

猶予申請金額	円		
猶予申請期間	年 月 日 から	年 月 日	まで
猶予申請理由	1. 在学 2. 疾病 3. 災害 4. その他 ()		
この資金を借用し修学した期間	年 月 月 ~	年 月 月	
借受金額	円	既返還額	円
既免除額	円	返還未済額	円

上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人 住 氏 所 名 電話番号

連帯保証人 住 氏 所 名 電話番号

連帯保証人 住 氏 所 名 電話番号

印

印

印

第14号様式 (第19条関係)

修学資金返還猶予決定通知書 第 年 月 日 様 岐阜県知事 ⑤	
年 月 日付けで申請のあった岐阜県医学生修学資金の返還債務の履行については、下記のとおり猶予することに決定したので通知します。	
記	
修学生番号	第 号
返還猶予金額	円
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還期間	年 月 日
備考	

第15号様式 (第19条関係)

修学資金返還猶予不承認決定通知書 第 年 月 日 様 岐阜県知事 ⑤	
岐阜県医学生修学資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。	
記	
理由	

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表一の項中「第一条第二項」を「第一条の三第二項」に改め、同表二の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同表五の項を削り、同条の次に次の四条を加える。

（再教育研修を修了した旨の登録の申請）

第四条 法第十五条の二第四項の規定による登録を受けようとする者は、別記第五号様式による申請書に、准看護師免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

（再教育研修修了登録証の書換交付申請）

第五条 法第十五条の二第二項に規定する准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた准看護師（以下「再教育研修修了登録准看護師」という。）は、再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、再教育研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第六号様式による申請書に、再教育研修修了登録証及び准看護師免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

（再教育研修修了登録証の再交付申請）

第六条 再教育研修修了登録准看護師は、再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失ったときは、再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第七号様式による申請書に、准看護師免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。この場合において、破り、又は汚した再教育研修修了登録証があるときは、当該再教育研修修了登録証を添えて提出しなければならない。

3 再教育研修修了登録准看護師は、再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失った再教育研修修了登録証を発見したときは、五日以内に、これを知事に返納しなければならない。

（合格証明書の交付申請）

第七条 省令第三十条第一項の規定による申請は、別記第八号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

別記第一号様式中「准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書」を「准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書」と、「准看護師籍訂正・免許証書換え交付を」を「准看護師籍訂正・免許証書換交付を」に改める。

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式 (第4条関係)

岐 阜 県 収 入 証 紙 (申請者が消印しないこと)

准看護師再教育研修修了登録証申請書

1 准看護師再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開 始 年 月 日	修 了 年 月 日
年 月 日	年 月 日

2 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助 言 指 導 者 の 氏 名

上記により、准看護師再教育研修修了登録証を申請します。

年 月 日	免 許 登 録 番 号	
	免 許 登 録 年 月 日	
本 籍 (国 籍)	都 道 府 県	
住 所	(〒)	
ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
生年月日	年 月 日生	電話 ()

岐阜県知事様

添付書類

1 免許証の写し

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	

県 の 受 付 印

- (注意) 1 印の欄は記入しないでください。
 2 該当する不動文字を で囲んでください。
 3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入してください。
 4 生年月日を記入する際には元号で記入してください。ただし、日本国籍を有しない者については西暦で記入してください。

別記第六号様式中「第3号様式」を「第7号様式」に改め、同様式を別記第八号様式とし、同様式の前に次の二様式を加える。

第6号様式 (第5条関係)

岐 阜 県 収 入 証 紙 (申請者が消印しないこと)

准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

年 月 日

岐阜県知事様

住 所	(〒) 電話 ()
ふりがな	
氏 名	

次のとおり、記載事項に変更を生じたので、准看護師再教育研修修了登録証書換交付を申請します。

再教育研修修了登録年月日	年 月 日		
免許登録番号		免許登録年月日	年 月 日
変更理由		変更年月日	年 月 日
	変 更 前		変 更 後
本 籍 (国 籍)	都 道 府 県		都 道 府 県
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女

添付書類

- 1 准看護師再教育研修修了登録証
- 2 免許証の写し

(注意) 1 印の欄は記入しないでください。

2 該当する不動文字を で囲んでください。

3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入してください。

4 生年月日を記入する際には元号で記入してください。ただし、日本国籍を有しない者については西暦で記入してください。

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	

県 の 受 付 印

--

第7号様式 (第6条関係)

岐 阜 県 収 入 証 紙 (申請者が消印しないこと)

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

年 月 日

岐阜県知事様

住 所	(〒) 電話 ()
ふりがな	
氏 名	

次の准看護師再教育研修修了登録証を き損 ・ 亡失 したので、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

再教育研修修了登録年月日	年 月 日
免許登録番号	免許登録年月日 年 月 日
本 籍 (国 籍)	都 道 府 県 申 請 の 理 由
ふりがな	性 別
氏 名	男 ・ 女
生年月日	年 月 日生

添付書類

- 1 免許証の写し
 - 2 き損の場合はその准看護師再教育研修修了登録証
- (注意) 1 印の欄は記入しないでください。
 2 該当する不動文字を で囲んでください。
 3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入してください。
 4 生年月日を記入する際には元号で記入してください。ただし、日本国籍を有しない者については西暦で記入してください。

登 録 号	
登 録 年 月 日	

県 の 受 付 印

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印 刷 者
印 刷 所
定 価
一 年 四 八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐 阜 尾 文 芸 社